

## 米原市における通学のあり方に関する検討委員会設置要領

### (設置)

第1条 米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市内小学校および中学校の通学に関し、通学時の安全確保や通学方法などに課題が生じていることから、通学のあり方について協議し、その改善および充実に資するため、米原市における通学のあり方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項についての協議、検討および調整を行い、教育委員会に提言することができる。

- (1) 通学方法の検討に関すること。
- (2) 通学時の安全確保に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、通学のあり方に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立小学校および中学校の保護者
- (3) 学校評議員
- (4) 市立小学校長および中学校長
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、任期開始の日から平成27年3月31日までとする。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長および副会長)

第5条 委員会に会長および副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。

(会議の招集)

- 2 第3条第2項の規定による委員の委嘱または任命後初めて開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

	区分	氏名	備考
1	(1)学識経験者		
2			
3	(2)市立小学校および中学校の保護者		
4			
5			
6			
7	(3)学校評議員		
8			
9			
10			
11	(4)市立小学校長および中学校長		
12			
13	(5)その他教育委員会が必要と認める者		
14			
15			